

伊勢崎ラグビースクール規約

制定：平成13年4月1日

改定：平成24年4月1日

改定：令和2年6月1日

(総則)

第1条 本校は、伊勢崎ラグビースクールと称し、事務局は校長宅に置く。

第2条 本校は、できる限り多くの子供たちにラグビーを普及することにより「子供たちにラグビーを大好きになってもらうこと」を目的とする。

(事業)

第3条 本校は、上記の目的に沿って事業を行う。

尚、本校の事業年度は4月～翌年の3月までとし、4月～9月を前期、10月～翌年の3月を後期とする。

(入校)

第4条 本校への入校は、「入校届け」ならびに「承諾書」の提出をもって行う。

第5条 本校の退校は、小学校または中学校を卒業した場合ならびに本人または家族が退校を申し出た場合とする。

但し、途中退校の場合も校費の返却は行わない。

(校費・保護者会費)

第6条 本校の校費は、月額：1,000円とする。

第7条 保護者会費は、前期、後期毎に1家族あたり1,000円とする。

尚、校費および保護者会費の徴収は、入校翌々月より月単位で行う。

(保護者会)

第8条 本校生徒の父母は伊勢崎ラグビースクール保護者会に属する。

また、本校の校費等の徴収並びに管理も行う。

(役員)

第9条 本校の役員は指導者および生徒の保護者で構成し、以下を置く。

- 1) 校長 1名 代表として本校を総括する。
- 2) 副校長 2名 校長を補佐する。(必要に応じて配置)
- 3) 中学部長 1名 中学部を総括する。
- 4) 小学部長 1名 小学部を総括する。
- 5) 事務局長 1名 事務事項を総括する。
- 6) 保護者会長 1名 保護者会を総括する。

第10条 校長は指導者から決定し、副校長、中学部長、小学部長ならびに事務局長は校長が指導者のなかから任命する。

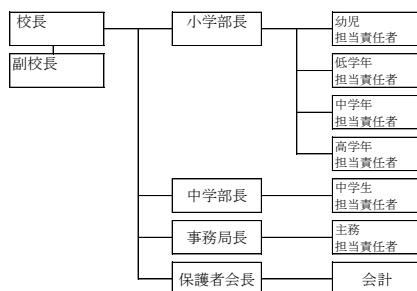
第11条 事業運営をスムーズに行うために各担当責任者を配置し校長が任命する。

第12条 保護者会長は保護者から決定し、校長が承認する。

第13条 保護者会の運営をスムーズに行うために保護者会役員を配置し、保護者会長が任命する。

(組織)

第14条 本校の組織は以下の通りとする。



(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、必要に応じて校長が行い、指導者ならびに保護者会長に通知する。

付則 この規約は、令和2年6月1日より改定実施する。